

平成 24 年度事業計画書

公益財団法人 千葉県防災普及公社

第 1 事業計画の概要

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、防災に対する市民の意識が高まるなか、「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けて更に積極的な事業展開に取り組む必要があり、本年度においても「防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする公益法人」として、公益目的事業を中心に実施する。

公益目的事業では、「防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」として、防災意識の普及及び広報活動や行政機関の行う防災施策に対する協力、防火管理体制等の教育指導講習等を実施する。「応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業」として、普通救命講習及び上級救命講習等を実施する。また、本年度から、総合的な防災訓練及び公社独自の救命に関する講習を自主事業として新規に実施する。

収益事業として、「防災物品等の普及促進に関する事業」を実施し、家庭向けの防災物品や住宅用防災機器、また、自主防災会向けの防災資機材等の普及促進に努める。

第 2 事業計画の内容

1 防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

① 防災意識の普及及び広報活動

ア 防災啓発 DVD 及びビデオの貸出

地震や風水害、応急手当等の防災に関する DVD 及びビデオの所蔵を充実させ、市内の自主防災会や事業所等に無料で貸し出しを行う。

(ア) 新規購入数 2 本

(イ) 貸出件数 50 件程度

(ウ) 貸出本数 100 本程度

イ 啓蒙物品の作成・配布

市民の防火・防災に対する意識をより効果的に啓発するために、啓蒙物品を適宜作成し広く市民に配布する。

(ア) 啓蒙物品 随時

ウ 訓練・体験用資機材の整備及び活用

事業所等の自主防災訓練等への防災普及車の出向時等に合わせ、保有する訓練用資器材を活用し使用要領を指導する。また、千葉県所有の訓練用粉末消火器の充填整備を市より受託し、常時適正に訓練に活用できるよう体制を整える。

- (ア) 訓練用消火器の活用 30回
- (イ) 訓練用粉末消火器の整備本数 500本

エ 総合的な防災訓練の実施（新規）

市内在住の市民や自主防災会等対象者のニーズに合わせ初期消火体験、地震・煙体験や防災講話及びAEDの使用方法等を合わせた総合的な防災訓練や親子防災教室等を開催する。

- (ア) 防災訓練 12回
- (イ) 親子防災教室 1回

オ 訓練用教材の頒布（新規）

訓練で使用する教材の頒布を参加者に対して行う。

- (ア) 親子防災教室参加者用 15人分

② 防災普及車による防災意識の普及（市受託）

大地震等の災害発生時における安全な対応を指導するため、防災普及車による地震体験及び火災発生時における煙体験を行うことにより、災害に対する知識を普及する。

ア 地震体験

- (ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校・保育所等
- (イ) 回数 180回

イ 煙体験

- (ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校等
- (イ) 回数 100回

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

① 行政機関の行う防災施策に対する協力

ア イベント等への支援協力

イベント会場等において防火・防災に関するコーナーを設けて市民等からの相談を受けるほか、要請に応じて防災普及車による地震体験指導等を行う。また、千葉市等行政機関が行う防災に関する講習及び防災訓練等への支援協力を行う。

(ア) 住宅防火フェア	6月中旬
(イ) 親子三代まつり	8月中旬
(ウ) 九都県市合同防災訓練	9月上旬
(エ) 各区民祭	10月下旬
(オ) 秋の火災予防運動における消防フェア	10月下旬
(カ) 千葉市消防出初式	1月第2土曜
(キ) 防災とボランティアの日における防災関連イベント	1月中旬
(ク) 千葉市防災リーダー研修会	1月下旬
(ケ) 春の火災予防運動における消防フェア	3月上旬
(コ) その他	随時

イ 異常気象時支援活動

地震や台風等の異常気象時における被害の未然防止及び軽減を図るために巡回広報体制を整える。また、災害発生に備え備蓄食糧等を整備し、被災者及び帰宅困難者等への支援を行う。

(ア) 巡回広報 警報発令時随時実施

(イ) 備蓄食糧の整備

a クラッカー	2,100食分
b ビスコ	1,800食分
c カロリーメイト	900食分

ウ 市民への表彰に伴う記念品の授与

市民が行った初期消火活動や救助活動等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせ、公社より記念品を授与する。

(ア) 消防局長表彰

(イ) 消防署長表彰

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

① 防火管理体制の教育指導講習

ア 自衛消防業務講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物に設置しなければならない自衛消防組織に置かれる統括管理者を対象に自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得し資格を取得する目的のほか、統括管理者の直近下位の内部組織の業務を統括する要員に対する教育として、2 日間の新規講習を実施する。また、改正前の消防法施行規則の規定に基づく防災センター要員講習の課程を修了した者を対象に、自衛消防業務追加講習を実施する。

(ア) 新規講習

- a 回数 17 回
- b 定員 各 36 人 (年 612 人)

(イ) 追加講習

- a 回数 3 回
- b 定員 各 100 人 (年 300 人)

イ 防火対象物点検資格者再講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物における防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置維持その他火災の予防上必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行う防火対象物点検資格者で、免状の交付を受けた日又は最後に講習の課程を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者に対する再講習を実施する。

(ア) 回数 2 回

(イ) 定員 各 100 人 (年 200 人)

ウ 防災管理点検資格者講習

法令に定められた大規模な建築物及び工作物において、地震等の火災以外の災害対応である防災管理上必要な業務、その他火災以外の災害による被害軽減のために必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行うのに必要な資格を取得するための 2 日間の新規講習を実施する。

(ア) 回数 1 回

(イ) 定員 100 人

② 防火管理講習等

ア 防火管理講習（市受託）

法令に基づき、防火対象物において防火管理者として選任されるために必要な資格を取得するための講習を実施する。また、法令で定められた一定要件に該当する防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了しその日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内の甲種防火管理者を対象に再講習を実施する。

(ア) 甲種新規講習

- a 回数 8回
- b 定員 各220人（年1,760人）

(イ) 甲種再講習

- a 回数 2回
- b 定員 各220人（年440人）

(ウ) 乙種

- a 回数 1回
- b 定員 20人

イ 防災管理新規講習（市受託）

法令に基づき、地震等の火災以外の災害対応が必要となる大規模な建築物及び工作物において、防災管理者として選任されるために必要な知識を修得し資格を取得するための新規講習を実施する。

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 各220人（年440人）

ウ 防火・防災管理新規講習（市受託）

法令に基づき、地震等の火災以外の災害対応が必要となる大規模な建築物及び工作物において、防災管理者として選任されるために必要な知識を修得し資格を取得するための新規講習を甲種防火管理新規講習と併せて実施する。

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 各220人（年220人）

エ 防火管理者等実務講習（市受託）

千葉県火災予防条例で定められた要件の防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了しその日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内の防火管理者を対象に実務講習を実施する。

(ア) 回数 6回

(イ) 定員 会場により30～220人（年420人）

オ 自衛消防技術講習（市受託）

千葉市火災予防条例で定められた一定要件に該当する防火対象物に置かれた自衛消防組織の長等に対して、消防技術についての講習を実施する。

(ア) 回数 3回

(イ) 定員 各36人（年108人）

カ 防火管理講習等用教材の頒布

市より受託して行う防火管理講習等の教材として使用するテキストの頒布を受講者に対して行う。

(ア) 必携防火管理 1,900冊

(イ) 防火管理維持台帳 1,900冊

(ウ) 消防計画作成の手引き 1,900冊

(エ) 防火管理再講習テキスト 500冊

(オ) 必携防災管理 650冊

(カ) 自衛消防訓練マニュアル 110冊

(キ) その他

2 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

(1) 救命講習

ア 普通救命講習（出張）（市受託）

自治会や事業所等の要望に応じて、実施場所に出向し普通救命講習を実施する。

(ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法・止血法等（3時間講習）

(イ) 対象 町内自治会・事業所等

(ウ) 回数 175回（年3,500人）

イ 普通救命講習（常設）（市受託）

講習室（救助救急センター及び千葉市消防局）において毎週火曜及び木曜、市内の各消防署において毎月1回普通救命講習を実施する。また、市民の要望に応えるため、土・日曜若しくは祝祭日にも開催する。

(ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法・止血法等（3時間講習）

(イ) 対象 一般公募による市民等

(ウ) 回数 200回

(エ) 定員 10人から30人（年3,000人）

ウ 上級救命講習（市受託）

講習室（救助救急センター、千葉市消防局及び千葉市消防学校）において上級救命講習を実施する。

(ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法・止血法・三角巾を使用した外傷手当要領・搬送法等（8時間講習）

(イ) 対象 一般公募による市民等

(ウ) 回数 19回（うち土日祝祭日11回）

(エ) 定員 30人または40人（年720人）

エ 上級救命再講習（市受託）

上級救命講習を修了した市民を対象に、再講習を実施する。

- (ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法等（3時間講習）
- (イ) 対象 上級救命講習を修了した市民等
- (ウ) 回数 17回（うち土日祝祭日9回）
- (エ) 定員 10人または20人（年190人）

オ その他の救命講習（市受託）

上記アからエに掲げる講習のほか、千葉市消防局応急手当普及啓発活動実施要綱に定める講習を必要に応じて実施する。

カ AED取扱復習講習（新規）

救命講習修了者を対象に、AED使用方法の復習を中心とした講習を実施する。

- (ア) 講習内容 AED使用方法（2時間講習）
- (イ) 対象 救命講習を修了した市民等
- (ウ) 回数 2回
- (エ) 定員 20人（年40人）

キ 外傷手当、その他応急手当復習講習（新規）

上級救命講習を修了した市民を対象に、外傷手当等の復習を中心とした講習を実施する。

- (ア) 講習内容 止血法・三角巾を使用した外傷手当要領・保温法・搬送法・その他
応急手当要領等（3時間講習）
- (イ) 対象 上級救命講習を修了した市民等
- (ウ) 回数 2回
- (エ) 定員 20人（年40人）

(2) 救命講習用教材の頒布

救命講習で使用する教材の頒布を受講者に対して行う。

ア 上級救命講習受講者用	720人分
イ AED復習講習受講者用	40人分
ウ 外傷その他復習講習受講者用	40人分

3 防災物品等の普及促進に関する事業

(1) 防災用品の販売

住宅防火を推進し火災による死傷者発生防止のため家庭における住宅用消火器等の防災機器設置促進及び各種防災物品の販売とあわせ、自主防災組織を対象とした災害発生時に役立つ防災資機材を広く市民に紹介し販売を行う。

- ア 住宅用防災機器
- イ 応急手当処置用品
- ウ 防災物品
- エ 防災資機材